

大会社以外の決算公告(非公開会社)

(資本金5億円未満かつ負債総額200億円未満・譲渡制限あり)

第11期決算公告

令和2年6月22日

東京都港区虎ノ門三丁目8番21号
株式会社メディカルトリビューン
 代表取締役 丸林 哲也

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)(単位:千円)

科目		金額	科目		金額
資産 の 部	流動資産	728,790	負債 の 部	流動負債	3,631,247
	現金及び預金	405,995		買掛金	42,608
	電子記録債権	2,970		関係会社短期借入金	3,155,183
	売掛金	225,676		1年内返済予定の長期借入金	214,332
	製品	1,941		リース債務	2,608
	製品廃棄予定引当金	△ 521		未払金	83,250
	仕掛品	32,353		未払金その他	34,176
	貯蔵品	602		未払費用	15,537
	前払費用	21,415		前受金	4,926
	立替金	3,398		前受収益	16,043
	未収入金	10,251		未払法人税等	950
	関係会社短期貸付金	21,000		未払消費税	48,960
	その他の流動資産	5,288		預り金	9,025
	貸倒引当金	△ 1,578		その他の流動負債	3,649
	固定資産	3,991,716		固定負債	1,607,666
	有形固定資産	3,543,642		長期借入金	1,579,867
	建物	673,068		長期繰延税金負債	12,472
	航空機	1,902,577		預り保証金	7,500
	工具、器具及び備品	14,315		長期リース債務	7,826
	リース資産	9,863			
	土地	775,962			
	建設仮勘定	167,856			
	無形固定資産	21,440		株主資本	△ 518,462
	ソフトウェア	21,440		資本金	10,000
	投資その他の資産	426,633		資本剰余金	245,646
	投資有価証券	1,036		資本準備金	10,000
	関係会社株式	59,386		その他資本剰余金	235,646
差入保証金	76,686	利益剰余金	△ 774,108		
出資金	10	その他利益剰余金	△ 774,108		
関係会社長期貸付金	31,000	(うち当期純利益)	103,203		
長期前払費用	239,682	繰越利益剰余金	△ 774,108		
破産更生債権	19,132	評価・換算差額等	55		
貸倒引当金	△ 300	その他有価証券評価差額金	55		
		純資産合計	△ 518,407		
資産合計	4,720,506	負債・純資産合計	4,720,506		
		純資産の部			
		負債合計	5,238,913		

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式
 (2) その他有価証券

移動平均法による原価法
 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 製品・仕掛品
 (2) 貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
 (リース資産を除く)
 (2) 無形固定資産
 (リース資産を除く)

定額法によっております。

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

- (4) 長期前払費用

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の見込額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。

当事業年度末においては、退職給付債務を年金資産が超過する状態のため、当該超過額は前払年金費用に計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。